

猪名川町スポーツ施設の管理運営に関するリスク分担表

項 目	内 容	町	指定管理者
物価等の変動	人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	当初見込みに対する利用者の減少、収入減		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、資金の確保		○
	金利変動による経費の増加		○
	指定管理料の支払い遅延(町→指定管理者)によって生じたもの	○	
	経費の支払い遅延(指定管理者→業者等)によって生じたもの		○
法令変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
住民への対応	施設管理や業務内容等に対する住民及び利用者からの要望及び苦情への対応		○
	地域との協調		○
	上記以外、町政全般への苦情、要望等	○	
運営リスク	不可抗力(※)に伴う臨時休館等		○
	施設等の管理上の瑕疵に係る臨時休館等		○
	改修、修繕、保守点検等による施設等の一部利用停止		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設、設備等の 損傷に対する工 事及び修繕	指定管理者の故意または過失によるもの(管理上の瑕疵に基づく施設、設備の損傷に伴う修繕費用、事業の中断)		○
	不可抗力に伴う修復	協議事項	
	上記以外で経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等(50万円以下のもの)		○
	上記以外で経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等(50万円を超えるもの)	○	
備品や消耗品の 損傷	不可抗力に伴うもの		○
	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者によるもので相手が特定できないもの	協議事項	
利用者等への損 害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○
	個人情報の漏洩により損害を与えた場合		○
	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外のもの	協議事項	
書類の誤り	仕様書等町が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類の内容の誤りによるもの		○
セキュリティ	警備の不足による情報漏洩や犯罪の発生		○
	事故、火災等への対応(利用者の安全確保、避難誘導等)		○
指定管理終了時	指定管理期間が終了したとき又は期間の途中において業務を停廃止した場合における指定管理者の撤収費用(原状復帰経費を含む)。次期指定管理者への引継ぎ。		○

※1 不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他町や指定管理者の責めに帰すことが出来ない自然的または人為的な現象を指し、以下、同様とする。

※2 上記以外に定めのない事項については事案ごとに協議し判断する。